

国民年金システム標準化ワーキングチーム
(第三回) 議事概要

日時：令和4年11月18日(金) 14:00~16:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区生活振興部地域振興課国民年金係 係長
草刈 裕子	高松市市民政策局市民課国民年金係 係長
江尻 紀子	高岡市福祉保健部保険年金課後期高齢者医療・年金係 係長
小川 斐花	下野市市民課保険年金グループ 主事

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
橋本 泰明	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
小此木 洸樹	デジタル庁統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り
- (2) 機能・帳票要件及び帳票詳細要件/帳票レイアウトに対する論点
- (3) 今後の進め方
- (4) その他

3. 閉会

【意見交換(概要)】

(1) 第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り

○ 10月27日に第2回ワーキングチーム(以下、「WT」という)、11月4日に第2回ベンダー分科会を開催し、標準仕様書改版に向けた進め方をご説明の上、事前に構成員より収集したご意見に基づく論点①～⑤に沿って、業務及び機能帳票要件に対する論点について討議した。(事務局)

○ 論点①～⑤に対する討議結果は次のとおりである。

論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化—資格異動(種別変更)」については、WT及びベンダー分科会ともに事務局案のとおり、被保険者の資格に係る種別変更のうち、第3号→第1号の変更等は種別変更扱い、第1号→第3号への変更等は資格喪失扱いとして、それぞれ要件の考え方・理由を補足することとした。

論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化—資格異動(海外転出)」については、WTにおいて海外転出に伴う資格喪失の自動処理対応はしないという結論であったものの、ベンダー分科会において当該自動処理対応を利用している自治体があるとのことのご意見があったため、事務局にて機能要否を検討させていただく。

論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化—年金生活者支援給付金」については、ベンダー分科会において、事務局案と異なり、住民基本台帳情報を住民記録システムより取得(確認)するだけでなく国民年金システムでも保持する必要性や、遡求時処理のために住民記録システム側の連携仕様を確認する必要性に関してご意見をいただいたため、事務局にて整理をさせていただく。論点②「各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲」については、ベンダー分科会において、各種一覧の抽出はEUC機能にて実現は可能であるものの連携に関する記載を精査すべきという意見があったため、事務局にて精査させていただく。論点③「計算・判定を行う機能における要件の記載方針」については、WT及びベンダー分科会ともに、事務局案のとおり計算等に係る管理機能は実装せず、制度改正を契機とした各機能の見直しは、標準仕様書の改版により行うこととした。

論点④「事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲」については、WTでは討議未了であったため、第2回WT・ベンダー分科会後に行った事後照会の結果を踏まえて、本日討議予定である。

論点⑤「各種処理条件に関する記載の標準仕様書上の取り扱い及び要件化範囲」については、WTにおいて、要件追加の必要性を精査すべきという意見があったため、事務局にて精査させていただく。以上が第2回WT及びベンダー分科会の振り返りとなる。ご質問等あればお伺いしたい。(事務局)

○ 論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化—資格異動(海外転出)」について、第2回WTにおいて議論した結果、自動処理自体に問題があるわけではなく、資格喪失に合わせて任意加入の意思確認をしなければいけないため、「自動処理対応はしない」という結論となった。一方で、事務局の改版への対応として「自動処理対応を行う」となっていると思われる。この対応ではWTの意見が含まれていないのではないかと考えられる。また、海外転出届は申請日以降に本人が転出を行うことから即座に資格喪失処理を行えないことが多いため、自動処理が困難であると考えており、検討が十分にされていないと思われる。(構成員)

○ 当該自動処理機能は実装してもしなくてもよい機能として具備するものの、機能を利用するか否かについては各自治体の考え方や選択によると考えている。(事務局)

- 当該自動処理機能を実装したうえで、利用するか否かについては各自治体の考え方や選択によるという整理は一定理解できるものの、本当に自動処理機能が自治体にとって必要か不明であり、ほとんどの自治体にとって必要のない機能を実装可とすることには疑問がある。従って、自治体の業務実態を確認して自動処理機能が必要か否かについて精査するべきであると考える。(構成員)
- ご指摘を踏まえ現状の制度等を確認した上で、業務フローをどの程度統一出来るかについて事務局にて整理を行う。(事務局)
- 論点③「計算・判定を行う機能における要件の記載方針」について、第2回WTでも討議したように、計算等にかかる管理機能(計算式の書き換え等編集に係る機能)はベンダーが管理する機能であると考えており、ユーザー側で管理する必要性はないと考える。ただし、年金生活者支援給付金に係る判定機能自体は自治体業務において必要な要件であるため、オプション機能のままとしていただきたい。また、資料上、機能・帳票要件 No. 41 及び No. 82 の年金生活者支援給付金に係る判定機能のみを本論点の対象としているように見受けられるが、当該給付金に限定した議論は適切ではないと考えており、老齢福祉年金や特別障害給付金に関しても、計算等にかかる管理機能はベンダーが管理するべきであり、判定機能はオプション機能として定義しておかないと業務に支障をきたすこととなる。(構成員)
- 判定する機能の必要性と、判定するための計算式・係数の管理機能の必要性とを分けて議論する必要があり、当自治体は判定する機能は必要であるものの、判定するための計算式・係数の管理機能はベンダーで管理されるためユーザーには不要という趣旨の発言をされていると考えるため、判定する機能の実装有無を明確にして議論を進めてもらいたい。(構成員)
- 判定する機能はオプション機能として実装することを考えている。判定するための計算式・係数の管理機能はユーザーで管理可能とするべきではないと考えるため、機能・帳票要件 No. 17 に実装しない機能として定義しているように、当該機能は実装しない。(従前の整理から変更なし)(事務局)
- 承知した。(構成員)

(2) 機能・帳票要件及び帳票詳細要件/帳票レイアウトに対する論点

- [機能・帳票要件における論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲] 標準仕様書 1.0 版では受付処理簿の管理項目を明記していないことにより、「返付年月日は事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるため、必須化する」「手作業・紙での作業をシステム化して業務効率化を図ることも標準化の趣旨だと考えており、9月以降は業務効率化の観点からもシステム化するかどうかについて議論していきたい」というご意見をいただいている。これらご意見を踏まえ、事務処理基準に則り受付処理簿に記載が求められる項目として、標準仕様書に規定する項目を確認させていただきたい。なお、第3回WT及びベンダー分科会に先立ち、受付処理簿の現状運用について自治体構成員計5団体に事前照会を実施した結果、うち4団体からは、「受付処理簿」の記載項目は全て必須項目、且つ事務処理基準第4条の(1)～(6)に記載のある項目及び(7)その他必要な事項として同条以外において記載が求められている項目すべてを標準仕様書に追記する対応で良いとの回答が得られた一方、うち1団体からは、「受付処理簿」の記載項目は標準仕様書上に定義すべきでないとの回答が得られた。また、現状の「受付処理簿」の運用において「システムにて管理している項目」及び「システム以外にて管理している項目」についても照会を行

った。これらを総合的に勘案した結果、事務処理基準に記載のある項目は標準仕様書に追記すべきというのが事務局案である。(事務局)

- 事前照会では、「受付処理簿＝システム管理であるため、「返付年月日」と「受理年月日」以外は、管理している。」(「返付年月日」と「受理年月日」を管理する必要がない) というご意見をいただいております。「返付年月日」と「受理年月日」を追記すべきかについてご意見をいただきたい。(事務局)
- 失業特例等の申請にて添付漏れがあり、申請者から添付書類を早急に用意する旨をいただいたため、自治体にて一度預かったものの、添付書類を早急に用意いただけず、返付していることなどがあるため、「返付年月日」は管理項目として追記した方が良いと考える。一方で、「受理年月日」は「受付年月日」と同様であるため追記が必要ではないと考える。(構成員)
- 申請に不備があれば窓口等にて当日もしくは翌日に返付するため、「返付年月日」は管理をしていない。また、「受理年月日」は「受付年月日」と同じであるため、管理をしていない。(構成員)
- 他自治体同様に、申請に不備があれば受付を行わないため、「返付年月日」は管理をしていない。また、「受理年月日」は「受付年月日」と同じであるため、管理をしていない。(構成員)
- 厳密に言えば「受理年月日」と「受付年月日」は区別すべきなのかもしれないが、窓口にて申請に不備が無い場合のみ受付を行い、申請を受理しているため、「受理年月日」は「受付年月日」と同じであり、管理をしていない。また、「返付年月日」に似ている用語として「返戻年月日」があるが、「返付」は申請書等に年金手帳等を添えて、その場にて返却したというものを指し、「返戻」は申請書等に不備があり、その場以外で本人に返却したものを指すと考えている。そのように考えると「返付」は、その場で返却しているので、管理をしていない。従って、「返付年月日」と「受理年月日」のどちらもシステム管理していない。(構成員)
- 事務処理基準を確認したところ、第19条にて「年金事務所等に提出した届書等、報告書又は光ディスクに著しい不備があったため返戻されたときは、次の処理をする。(1) 受付処理簿に返戻年月日を記入する。」との記載があるため、「返戻年月日」は、年金事務所からの返戻があった際の年月日を記入するものと考えている。(オブザーバー)
- ご意見を踏まえ、「返付年月日」のみならず他項目も含め、どのようなケースに使用する項目なのかを整理する必要があると考える。従って、年金局含めて項目定義をさせていただいた後に皆様に再度お諮りをさせていただきたい。(事務局)
- その対応で良いと考える。なお、事前照会結果によると、ある自治体では他自治体と異なって「返付年月日」を管理しているようなので、ご意見をお伺いした方が良いと考える。(構成員)
- 当自治体では、稀な事例であるが、窓口において職員の説明が足りず、受理できない申請等を一度受け付けた後に本人に返付する際に「返付年月日」を記入している。(構成員)
- 事前照会において、「受付処理簿」の記載項目は標準仕様書上に定義すべきでない理由として「国民年金市町村事務処理基準に基づいた受付処理簿」は、内部帳票と位置づけられるため」と回答されていることについて、当該回答をされた自治体に詳細をお伺いしたい。(事務局)
- 後期高齢者医療などの厚労省管轄の事務の標準仕様書を確認すると、内部帳票については必須ともオプションともしないと定めているものが多かったため、それと比較すると国民年金だけ取り扱いが異なると考え、当該意見を提出した。(構成員)

- 内部帳票について標準仕様書に記載しないという方針は他事務と同じである。一方で、国民年金事務は法定受託事務という特性があり、受付処理簿を管理する必要があるであろうということで、事務局案のような整理としている。(オブザーバー)
- おっしゃることは、理解しました。(構成員)
- 項目について、どのようなケースに使用する項目なのかを整理した上で、再度皆様にお諮りさせていただく。(事務局)
- [機能・帳票要件における論点⑥：要件種別定義の基準] 第一回研究会にて「9月以降の全国意見照会において「オプション」から「必須」に変更する要件の候補に対して自治体から要件変更の可否について意見を頂戴し、有効回答数の半数もしくは3分の1などの基準をもとに、要件種別を変更するという方法で行うのが良い」「数件の意見をもとに要件種別を「必須」に変更するというのは、根拠が弱いと考えるため、他構成員のご提案のような方法のもと、明確な根拠を示してほしい」というご意見を頂戴している。これらご意見を踏まえ、事務局による改版に向けた対応案として、回答収集数を統計的に意味のある回答数である385件を目安にし、意見の取り込み基準として回答市区町村の半数を超える意見を採用とすることを考えている。なお、政令指定都市要件及び協力連携事務に関する要件については別途取り込み基準を整理させていただく。加えて、意見照会時には回答負荷を軽減するとともに、自治体への働きかけ等を通じ、回答数を確保することを予定している。また、第3回WT及びベンダー分科会に先立ち、意見照会結果の反映基準について構成員に確認した。照会結果は、事務局案の基準で問題ないというのが3自治体、事務局案の基準では問題があるというのが2自治体であった。これらを踏まえて対応案について、ご意見をいただきたい。(事務局)
- 要件種別が「オプション」の機能の実装イメージを確認させていただきたい。これらの機能はパッケージの中に組み込まれており、当該機能を利用したい場合は設定により有効化すれば利用できるイメージで良いのか。(構成員)
- 要件種別が「オプション」の機能は、各ベンダーが機能を搭載するか否かを判断可能なものである。加えて、実際の製品に具備された「オプション」機能を利用するか否かは自治体次第となる。(事務局)
- 要件種別が「オプション」の機能はパーツのようになっており、利用したいという自治体は「必須」機能のみを備えたパッケージに対して、そのパーツを付け加えるというイメージで良いか。(構成員)
- 「必須」「オプション」機能をどのように切り分けてシステム化するかについては、ベンダーの方針によると考えるが、「必須」「オプション」機能を切り分けて開発をしないベンダーが多いものとする。(事務局)
- 「オプション」機能はベンダーの意向をもって、開発有無を決める機能という整理である。ただ、構成員であるベンダーより「オプション」機能は全て開発するのご発言を頂戴しているため、「必須」「オプション」の両方を備えたパッケージが作成されると考える。(構成員)
- 「必須」「オプション」の両方を備えたパッケージが作成されるとのことだが、国民年金よりも先行している介護保険や税務の標準化事業に参加されている方から話を聞いたところ、それら事務の標準仕様書では「オプション」機能が多く、その機能をシステム化すると莫大な金額になるとのことであり、「必須」「オプション」の両方を備えたパッケージが本当に作

成されるのか懸念は拭えない。また、政令指定都市向けの「必須」「オプション」の両方を備えたベンダーがいないと聞き及んでいる。従って、「必須」「オプション」の両方を備えたパッケージが作成される可能性及び政令指定都市向け要件が十分具備される可能性について、どのように考えているのかお聞きしたい。(構成員)

○ 国民健康保険の標準化システムは、国主導で進めており、政令指定都市にも対応できるように作成している状況である。(構成員)

○ 一般的に標準仕様書における「標準オプション」機能が提供されるか、政令指定都市向けのシステムが提供されるかというご懸念を解消すべく、デジタル庁としてベンダーと意見交換を行い、適宜対応を行うと共に、意見交換の内容については公表をしていきたいと考えている。なお、「標準オプション」機能の実装については、各ベンダーの経営判断・商品開発によるので個別具体的には分からない。ただし、デジタル庁がベンダーからご意見を聞いている範囲では、現在の顧客である自治体に対して必要なオプション機能は提供する予定であるというご意見を多く頂戴している。また、デジタル庁において政令指定都市関連の要件について集中的に点検を行い、ベンダーの皆様と意見交換を行った上で、実現可能な改善案を提出する予定である。(オブザーバー)

○ 政令指定都市関連の要件を、本論点の意見の取り込み基準にて判断することは、難しいと認識しているため、別途取り込み基準を整理させていただく。(事務局)

○ 政令指定都市について気を付けなければならないこととしては、近年政令指定都市になった自治体とそれ以外の自治体では業務プロセスに違いがある。具体的には、行政区を中心に業務を行っている自治体と、政令指定都市全体で業務を行い、それを行政区に振り分けている自治体などがあるため、それらも考慮いただきたい。(構成員)

○ 意見照会において収集した 385 自治体の人口規模の分散度合いを把握した上で、意見の取り込み判断を行うことが必要であると考え。中核市では必要であるものの、町村では不要という機能もあると考える。なお、国民健康保険の標準仕様書でも大都市に必要な機能を別個で作成している。従って、人口規模の分散度合いを把握した上で、意見の取り込み判断をしていただきたい。(構成員)

○ ご指摘のとおりであると考え。なお、補足をさせていただくと、全国意見照会はサンプル調査ではなく、全数調査を行う予定である。ただ仮に統計的な目安として 385 件として示している。(事務局)

○ 事務局案として良いと考える。なお、十分な回答数を確保するためには意見照会にて未回答を減少させるための工夫を行う必要があると考える。(構成員)

○ ご指摘の通り、回答フォーム等に工夫を行う必要があると認識しているため、準備を進めさせていただく。なお、第三回研究会にて具体的な意見照会方法についてお示しをさせていただく。(事務局)

○ [帳票詳細要件／帳票レイアウトにおける論点①：1.0 版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲] 令和 3 年度申し送り事項にて、オプション帳票として、帳票要件（項目及びレイアウト）を定義し、標準仕様書改版に盛り込むことを予定しており、1.0 版で定義対象外とした帳票について、帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義する。なお、第 3 回 WT 及びベンダー分科会に先立ち、様式について構成員に確認したところ、「居所未登録書報告書」「居所未登録者住所判明報告書」について意見が割れていたため、改めて運用及びご意見についてお伺いをさせていただきたい。(事務局)

- レイアウトについては統一すべきである。なお、様式は事前照会にて頂戴した様式で良いと考える。(構成員)
- 当自治体では「居所未登録者住所判明報告書」は使用していないものの、定義するのであれば全国统一仕様にしていただきたい。(構成員)
- 「居所未登録者報告書」については年に1~2件、「居所未登録者住所判明報告書」は使用していない。また、これらの帳票がそもそも必要かについて疑問がある。(構成員)
- 「居所未登録者報告書」については数か月に1件、「居所未登録者住所判明報告書」については様式が存在するものの、使用したことはない。(構成員)
- 「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書」を月に数十件使用している。なお、様式は当自治体独自様式となっているものの、国民年金被保険者関係届書に似た様式を利用している。当自治体としては、複雑な事柄を報告しているわけではないため、統一様式を決めていただければ、それに合わせる。なお、「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書」の様式は長年変更がないため、現状に合わせた様式の刷新についても考慮してほしい。(構成員)
- 皆様のご意見は、基本的には様式は統一すべきであり、統一されれば当該様式を使用するというご意見であったと考える。なお、ベンダーにもご意見を諮り、結論を決めさせていただきたい。(事務局)
- 「居所未登録報告書」については、住民記録事務と国民年金事務とで登録内容に不整合が発生し得ることはないかと疑問に思うが、どのようになっているのか。(構成員)
- 「居所未登録報告書」は、転居の申請があったものの転入の申請がなく、住所が不明である場合に使用するものであり、住民記録の登録内容との不整合等は起きないものではないかと考える。(事務局)
- そうである場合、引っ越しOSSと関係するものであると考えるが、認識に相違はあるか。(構成員)
- 引っ越しOSSとは異なるものである。日本年金機構では最新住所に更新されるように月に1度住民記録システムと連動をさせている。そのタイムラグの関係で書類が未送達で戻ってきた際などに、日本年金機構より自治体の方に最新の住所を照会する。そして、その照会に対する報告に使用するのが「居所未登録報告」であると考えている。そのような帳票であるため、ご指摘の引っ越しOSSとは異なるものであると考える。(オブザーバー)
- 「居所未登録報告書」というのは、住民票をおいていらっしゃった方の住所が不明となり、現地調査を行い、最終的に職権にて住民票を消除した際に、その住民の方が1号被保険者であった場合に日本年金機構に報告を行う報告書となる。一方で、「居所未登録者住所判明報告書」は、不在報告をしていた方が何かをきっかけに現れた際に報告を行うための報告書である。(構成員)
- 年金の仕組み上必要な帳票であると理解した。なお、将来的にはそれら報告書も含めて全体で連携できなければデジタル庁の目指すデジタル社会にならないのではないかと考える。(構成員)
- 「電子媒体届書総括票」「国民年金関係書類送付書」「所得調査票」についてご意見があればお伺いしたい。(事務局)
- 「所得調査票」は市町村システムから出力するものではなく、日本年金機構から該当者に対して提出依頼があるものであるため、標準化の範囲内に含めるのはどうかと考える。「電子媒体届書総括票」については、国民年金適用関係届書作成仕様書(CD/DVD仕様書)に様

式の記載があるため、その様式を追加して問題ないとする。「国民年金関係書類送付書」は、将来的に市町村と日本年金機構間の報告を電子媒体で行うことを考えているならば、「電子媒体届書総括票」のみで良いとするため、「国民年金関係書類送付書」は様式を定義する必要はないとする。(構成員)

- 当自治体では日本年金機構にCDを送付する際に「電子媒体届書総括票」「国民年金関係書類送付書」「居所未登録者報告書」をセットで送付している。なお、「居所未登録者住所判明報告書」「所得調査票」については使用していないため、定義する必要があるか疑問である。(構成員)
- 当自治体では「電子媒体届書総括票」「国民年金関係書類送付書」「所得調査票」のどれもシステムで出力していない。なお、「国民年金関係書類送付書」のみWordやExcel等で作成して送付している。ただ、「国民年金関係書類送付書」は、将来的に市町村と日本年金機構間の報告を電子媒体で行うことを考えているならば、様式を定義する必要はないとする。(構成員)
- 「電子媒体届書総括票」は国民年金適用関係届書作成仕様書(CD/DVD仕様書)に様式の記載があるため、様式が定められているものと考えている。「国民年金関係書類送付書」は、日本年金機構へ紙媒体の報告書を送付する際に頭紙として使用しているものであり、見本様式が提示されているものの、当該様式では不十分であるため、当自治体は独自の様式のものを使用している。「所得調査票」は定義不要であるとする。(構成員)
- 皆様の運用状況について理解した。運用状況及びベンダー分科会の意見も踏まえ、どの帳票を標準化すべきか整理させていただく。(事務局)
- [帳票詳細要件/帳票レイアウトにおける論点③：各帳票様式の見直し基準] 現行の様式の日付・性別・配偶者・業務上要/不要な項目に対して「追加」「削除」等のご意見があったものの、システム上のインパクトや帳票の受け手である日本年金機構の状況などを加味し、中長期的な検討事項として反映見送りとさせていただく。(事務局)
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書における「本人から免除申請を委任された方」項目について、平成18年7月28日付けの社会保険庁の年金保険課長通知に基づき、委任状がない場合の申請の取り扱いとして、免除申請や学生納付特例の申請を親子関係の方等が提出する際は、「誰がご本人から申請を委任されたか」及び「本人との関係」を事跡として残すことを条件に委任状を不要とする通知があったことを踏まえ、日本年金機構の業務マニュアルにも追記がされていると考えている。従って、当自治体では申請書に当該欄を設けている。(構成員)
- 頂戴したご意見を踏まえ、精査をさせて頂く。(事務局)
- 特に意見はない。(構成員)
- 性別欄については、名前だけでは性別が判断しにくいことがあるため、出来れば欄を残していただきたい。(構成員)
- 頂いたご意見は今後の中長期的な検討において参考にさせていただく。(事務局)

以上